

釧路市としての地域支援体制作りの推進と  
認知症ケアパス作り  
～見守り・ネットワークの拡充も含めて～

2014年10月3日

釧路市福祉部介護高齢課高齢福祉担当

課長補佐 保健師 若狭 節子

# 釧路市の概況（平成26年3月末現在）

- 人口 178,888人
- 65歳以上の人口 50,285人 高齢化率 28.1%
- 介護認定状況 9,826人 うち認知症自立度Ⅱ以上 5,979人（60.9%）
- 地域包括支援センター 釧路地区 5ヶ所（委託）  
阿寒地区 1ヶ所（直営）  
音別地区 1ヶ所（直営） 計7ヶ所 ※各センターに認知症地域支援推進員を1名配置
- グループホーム 34ヶ所
- 小規模多機能 15ヶ所
- 認知症対応通所介護 10ヶ所
- 認知症疾患医療センター 1ヶ所（H26年7月に指定）
- 物忘れ外来 3ヶ所
- 訪問診療（精神科） 2ヶ所
- 高齢者福祉サービス（主に認知症関連サービス）
  - 寝たきり高齢者等移送サービス
  - 配食サービス
  - 軽度生活援助事業
  - 単身高齢者声かけ運動事業
  - 単身高齢者等除雪等事業
  - ふれあい収集
  - 家族の方への支援
    - 家族介護教室
    - 家族介護者交流事業
    - 徘徊高齢者等早期発見システム事業
    - 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
  - 認知症高齢者地域サポート事業



# 釧路市介護高齢課の組織体制(平成26年度)

- 福祉部

  - 介護高齢課

職員58名（嘱託・臨時職員を含む）

    - ・介護保険担当
    - ・介護認定担当
    - ・介護給付担当
    - ・**高齢福祉担当**

職員23名

正職員 18名（保健師6名）  
嘱託職員 4名  
臨時職員 1名

## ※**高齢福祉担当**の業務内容

介護予防事業、地域包括支援センターの統括、高齢者のいきがいづくり、任意事業、高齢者福祉サービス等、高齢者関係の窓口の一本化と体制強化のため、平成24年度より**高齢福祉担当**として再編、新設された。

## ◆ケースワーク体制について

地区担当制により釧路地区内5圏域（各地域包括支援センターの圏域）を各1名の担当者が担い、高齢者虐待や処遇困難ケースへの対応については、全地区をフォローするケースワーカー1名と保健師2名が支援を行っている。

# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み

## ○地域包括支援センターの専門職会議を定期的に行開催

- ◇情報交換や意見交換の場として連携強化を図る。
- ◇研修等により専門性の向上を図る。
- ◇介護高齢課高齢福祉担当の参加

### ・代表者会議(毎月)

(年2回は、介護高齢課の他担当との会議も開催)

その他、必要時医療機関の地域連携室担当者、警察等の関係者も参加している。

### ・認知症地域支援推進員会議(毎月)

### ・保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員会議

(各2ヶ月に1回)


# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み

---

## 1)医療と介護の連携を目指して

### 「ケアマネタイム」の作成

#### ～ 医師会との連携 ～

- ◇在宅生活の継続には、医療機関との連携が必要
  - ◇ケアマネジャーが主治医に高齢者の自宅での様子を伝える、病院から入院での変化を聞きとるなどの連携をしやすいようにするために市内医療機関の調査を実施。内容をまとめて配布
  - ◇平成18年度初回作成、平成22、25年度に更新
- 
- 

# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み

## 2) まちかど相談薬局との連携

### 「まちかど健康連絡票」の作成 ～薬剤師会との連携～

- ◇調剤薬局から気になる患者さんの紹介に利用
- ◇最寄の地域包括支援センターにFAXで送信
- ◇「本人・家族からの困りごと」
- ◇「気になる状況にある患者さん」
- ◇緊急性や本人家族の同意を確認

NO. \_\_\_\_\_

まちかど健康連絡票

薬局	送信	地域包括支援センター名
担当者	( 年 月 日 )	氏名
TEL		TEL
FAX		FAX
		E-mail

薬局記入欄

対象者の同意 有 ・ 無  
緊急性 有 ・ 無

( ) 本人・家族からの困りごとがある。  
 介護のこと  
 生活のこと  
 介護保険の手続きを希望しています。  
 健診を受けたいと希望しています。  
 その他( )

( ) 気になる状況がある。  
 口つまづいたり、転んだりすることが多い。  
 何度も同じことを聞き返す。  
 表情が暗く、沈んでいる。  
 衣服の乱れ・汚れが目立つ。  
 打撲やあざがある。  
 その他( )

地域包括支援センター記入欄

氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_ 年齢 (M・T・S 年 月 日生 歳)

報告 年 月 日

内容 \_\_\_\_\_

相談終了  
 継続支援

# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み


---

## 3)郵便局等の金融機関との連携

- ◇パンフレットを用いての説明では不十分
- ◇これまで金融機関から相談のあった事例集を作成し釧路市全体の郵便局等に配布
- ◇地域包括支援センターの役割について理解を深めてもらう

## 4)消費者被害防止に向けた取り組み

～釧路市消費者生活センターや市民生活課との連携～

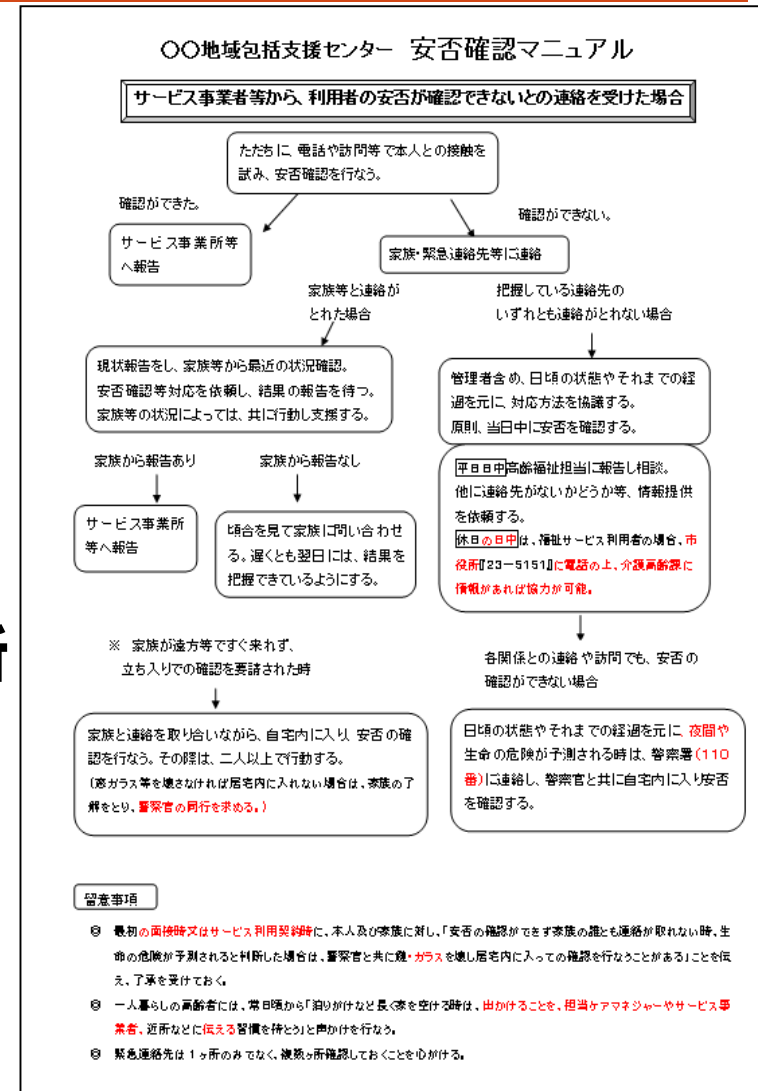
- ・啓発ポスターの作成
  - ・リーフレット、ステッカーの配布
- 
- 

# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み

## 5) 孤立死への対応に向けた 取り組み ～警察生活安全課との連携～

◇ 単身高齢者の増加に伴い  
孤立死が身近な課題

「安否確認マニュアル」の作成・更新





# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み

## 6)「初動期災害対応マニュアル」の作成・更新

◇災害弱者の対象者の把握と  
安否確認

◇サービス事業者や居宅介護  
支援事業所等連携

◇災害時虚弱高齢者安否確認  
名簿作成、市に提出(年2回)

釧路市 地域包括支援センター	
初動期災害対応マニュアル	
災害虚弱高齢者安否確認	
(平成26年4月現在)	
I.	地域包括支援センターの役割
①	地域包括支援センターにおける災害時の第一義的役割は、地域高齢者などの災害弱者の安否確認であり、その対象者を平常時から把握しておく必要がある。 また、担当地域における津波・土砂・風水害等の危険区域についても把握しておく必要がある。
②	そのためにも、関係機関との連携のもと、日頃から緊急時に備えて「災害時虚弱高齢者安否確認連名簿」により、対象者の把握と役割分担に務めておく。
③	初動期対応終了後においても、在宅探訪等の災害支援を含めて市と協力し、活動するものとする。
II.	災害発生時活動内容
①	災害の規模 ・ 震度5(弱)以上の地震が発生した場合 ・ 「津波警報(高い)」、「大津波警報(巨大)」が発令された場合 ・ 大雨により氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 火山噴火、風水害その他の災害が発生し、市から災害対応の要請があった場合
②	安否確認報告内容 「災害時虚弱高齢者安否確認連名簿」により安否確認者・確認結果などの報告を行なう。 電話にて所在を確認出来なかった時には、出来るだけ訪問し、安否確認を行う。 ただし、津波の危険がない場合に限ることとする。訪問出来ない時には、市に連絡する。
③	報告の期間 安否確認や被害状況把握後、速やかに行う
④	報告先 釧路市 介護高齢課 高齢福祉担当 (TEL 23-5185) (FAX 32-2003)
⑤	活動の終了 ・ 地震においては、安否確認後、市へ連絡し、その後の対応が必要となる場合も想定されるため責任者の連絡先を報告後、活動終了とする。 ・ 大津波から津波警報に変わった時点においては、自身の身の安全を確保した上で、対象者の安否確認を行い、結果を市に報告する。 警報が解除されるまでは、職員の配備を継続する。 注意報となった時点で、市からの指示により活動を終了とする。ただし、市からの指示がない場合には、市に連絡し、終了の指示を受ける。

# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み

- 介護予防支援マニュアルの作成・更新
  - 高齢者虐待対応の帳票の見直し
  - 老人福祉センター配置の看護師等との連携
  - 看護・保健師学生や社会福祉士学生実習受け入れ
  - 社会福祉協議会との連携
  - 北海道地域生活定着支援センターとの連携
  - 釧路市生活相談支援センターとの連携
  - 在宅歯科医療連携室との連携
  - 警察署交通課との連携～夜光反射材の配布
  - 法テラス、権利擁護成年後見センター等との連携
  - 認知症疾患医療センターとの連携
- 他

# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み において工夫した点・苦慮したこと

- 地域包括支援センターの声から職員増、全市的に事業を展開

センター職員を増員  
(平成24年度～)

各種マニュアル等  
の作成・事業の実施

- 新規事業の必要性、市の考えなどを同意を得るように説明

認知症地域支援推進員  
の配置

高齢者実態調査事業  
の実施

委託法人・新規職員  
への説明会

- 理解・協力を得るまでの過程を省かない、手順を踏む、時間を惜しまない。会議・話し合いを大事に

定例的なセンター関係会議  
に参加する

関係者を会議に  
参加していただく

関係者の会議  
に参加する

代表者会議  
(月1回)

保健師職等会議  
(2ヶ月に1回)

認知症地域支援推進員会議  
(月1回)

社会福祉士会議  
(2ヶ月に1回)

主任ケアマネ会議  
(2ヶ月に1回)

# 平成26年度地域包括支援センター各種会議予定 (例) 地域包括支援センター代表者会議 議題

平成26年度釧路市地域包括支援センター各種会議担当割表																			
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考						
代表者																			
会議日程		9	14	4	9	11	10	15	12	10	14	12	23	基本：おおむね第2水曜日					
会議時間														基本：13:00～17:00					
企画担当	東部北	東部南	中部北	中部南	音別	阿寒	西部	東部北	東部南	中部北	中部南	音別	阿寒	企画担当は連絡・司会進行担当					
記録担当	東部南	中部北	中部南	音別	阿寒	西部	東部北	東部南	中部北	中部南	音別	阿寒	阿寒	記録担当は基本次回企画担当が担当					
会議場所	中部南	本庁	中部北	中部南	音別	阿寒	西部	本庁	東部南	中部北	中部南	東部北	東部北	基本：企画担当が会場 ※釧路市議会の日程により変更あり					
保健師等																			
会議日程			20		15		16		18		20		17	基本：奇数月の第3火曜日					
会議時間														基本：15:00～17:00（阿寒、音別で開催時は14時～16時）					
企画担当		中部北		中部南		東部北		東部南		阿寒		音別	西部	基本：連絡・司会進行担当					
記録担当		中部南		東部北		東部南		阿寒		音別		西部	西部	基本：次回企画担当が担当					
会議場所		中部南		音別		阿寒		東部南		西部		中部北	中部北						
社会福祉士																			
会議日程		16		18		20		22		17		18		基本：偶数月の代表者会議開催週水曜日					
会議時間														基本：社会福祉士13:00～15:00					
企画担当	東部北		東部南		阿寒		音別		西部	中部北		中部南	中部北	基本：連絡・司会進行担当					
記録担当	東部南		阿寒		音別		西部		中部北	中部南		中部北	中部南	基本：次回企画担当が担当					
会議場所	東部南		東部北		阿寒		音別		西部	中部北		中部北	中部北	基本：企画担当が会場					
認知症地域支援推進員・地域支援コーディネーター																			
会議日程		16		14		18		9		20		10	22	12	17	14	18	23	基本：毎月、代表者会議開催週水曜日 基本：偶数月は社会福祉士会議の15:00～17:00、奇数月は代表者会議日の10:00～開催
会議時間																			
企画担当	西部	中部南	東部南	東部北	音別	中部北	阿寒	西部	中部南	東部南	東部北	音別	西部	基本：連絡・司会進行担当					
記録担当	中部南	東部南	東部北	音別	中部北	阿寒	西部	中部南	東部南	東部北	音別	西部	西部	基本：次回企画担当が担当					
会議場所	東部南	東部南	東部北	音別	阿寒	音別	西部	西部	中部北	中部北				基本：偶数月は福祉士会議と同じ、奇数月はその都度場所を決める					
主任CM																			
会議日程		9		4		11		15		10		12		基本：偶数月の代表者会議開催日					
会議時間														基本：10:00～12:00					
企画担当	中部南	中部南	東部北		東部南		阿寒		音別		西部		西部	基本：連絡・司会進行担当					
記録担当	東部北	東部南	東部南		阿寒		音別		西部	中部北		中部北	西部	基本：次回企画担当が担当					
会議場所	中部南	中部南	中部北		音別		西部		東部南	中部南		中部南	中部南	基本：代表者会議と同会場					
※企画担当	～釧路市福祉部介護高齢課・高齢福祉担当との連絡調整全般を担う。（ℓ23-5185）																		
	～高齢福祉担当からの指導に基づき、7地域包括支援センターの連絡調整を担う。																		
	～各会議の議題につき、事前調整を行い、当日の司会進行を担う。																		
※月例報告	～代表者会議において、所定の様式に基づき各包括からシートを配布し、それにより会議にて簡潔に報告する。他会議では効率的に報告する。																		
	～各会議において参加者は、代表者会議での報告内容を事前に把握し、それぞれの専門職種にかかわる内容についてのみ効率的に報告する。																		

平成26年度 第5回 釧路市地域包括支援センター代表者会議

【日時】平成26年8月11日(月)13:00～17:00

【場所】釧路市役所 2階 第4委員会室

【参加者】

所 属	氏 名
釧路市阿寒地域包括支援センター	松長
釧路市音別地域包括支援センター	山田
釧路市西部地域包括支援センター	加藤
釧路市中部北地域包括支援センター	後藤
釧路市中部南地域包括支援センター	遠藤
釧路市東部北地域包括支援センター	箭原
釧路市東部南地域包括支援センター	細川
釧路市福祉部介護高齢課高齢福祉担当	古村課長・若狭補佐・森補佐

【司会者】音別 山田 【記録者】阿寒 松長

【議 題】

- 交通課からの依頼（認知症高齢者等に対する夜光反射材の配付について）  
北海道釧路方面釧路警察署 交通課
- 医療と介護の連携について（それぞれの課題について）  
病院地域医療連携主幹看護師
- 釧路市のSOSネットワーク事業の今後について、意見交換
- 釧路市介護高齢課高齢福祉担当より連絡事項  
・地域包括支援センター実態調査事業について  
・その他
- 保健所との連携について  
(ケースの支援展開を通して保健所との連携について整理したい)
- CCLの市民フォーラムについて
- 各地域包括支援センター活動報告
- その他

<次回>【日程】平成26年9月3日(水)13:00～17:00

# 包括が主催する地域ケア会議への参加（12名参加） （家族・民生委員・郵便局長・ケアマネ・社協・包括・市等）





# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み において工夫した点・苦慮したこと

- センターからの問い合わせや相談には、  
速やかに対応

安否確認  
の依頼

高齢者虐待  
への対応

ケース会議等  
への参加

情報を共有し、市  
もチームで対応

- できるだけ負担を軽減することを検討

事業の進捗状況を  
細目に確認

質問・意見・感想  
を次につなげる

市もできること  
を行う

- 一つのきっかけを全体に

郵便局等の  
金融機関との連携

まちかど相談薬局  
との連携

消費者生活  
センター等との連携

# 地域包括支援センターと市の協働の取り組み において工夫した点・苦慮したこと

- これまでと同じではなく、より「良い」を考える

「ケアマネタイム」  
の更新

「安否確認マニュアル」  
の更新

「初動期災害マニュアル」  
の更新

- 事業が単発ではなく、連続・一体化  
できるように

高齢者実態調査事業と釧路市高齢者安心ネットワーク事業の一体化  
(利用者基本情報・調査結果項目・入力等の見直し)

地域包括支援センターと市の協働の取り組み  
において工夫した点・苦慮したこと

---

釧路市がどのような町になって  
ほしいか、高齢者や私たちが安心  
して住み続けることを常に念頭に置く

**一緒に考え、形にしていく！**

---





# 認知症地域支援推進員の配置（H24年度～）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要。

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を釧路市の7か所の地域包括支援センターに各1名配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

※推進員は、介護予防プラン作成を担当せず、専任で業務を行う。

※毎月、市と共同で会議を開催、協議を行っている。

※地域のネットワークづくりを担う地域支援コーディネーターの配置（H24年度～） 釧路地区の推進員は、役割を兼務している。

# 釧路市の認知症施策の動き

## (認知症を含む高齢者全体の施策を含む)

### ① 高齢者実態調査事業の実施

- 平成22年より、基本チェックリストを活用し、認知症の方も含めた介護予防事業対象者等の把握、心身状況や緊急連絡先等の実態調査を行い、支援の必要な高齢者の把握、地域全体で見守り等の支援を行う体制の強化、地域包括支援センターの周知を進めることを目的に実施。

(65歳以上の単身及び75歳以上の介護認定を受けていない方)

※平成22年～25年で地区を一巡し、平成26年度からは、新たに65歳になられた方、75歳以上の方を中心に2巡目の調査を実施している。

### ② 釧路市高齢者安心ネットワーク事業の推進

- 平成25年7月より実施。高齢者が地域や社会から孤立せずに安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみで見守り、支え合うシステムで、認知症の方等のさりげない見守り、異変時の早期の気づきなどにもつながることを目指している。

# 包括C核に情報収集網強化

釧路市は、定期的な見守りの必要な高齢者を漏らさず把握しサポートする「高齢者地域安心ネットワーク」構築を進めている。市内7カ所の地域包括支援センターを核に情報収集網を強化するとともに、見守り・声かけの実働部隊として民生委員や地域住民に「協力員」として登録を呼びかけ、高齢者を孤立させない、地域ぐるみの支え合い体制を目指す。

## 釧路市 高齢者地域安心ネット構築へ

情報把握に努める包括Cや民生委員の目的行き届かない世帯で、地域では支え切れないレベルまで心身状況が悪化した状態になって初めて、市福祉部などに連絡の来ることが少なくなく、孤立死に至ったケースも生じている現状が背景にある。対策として同市は、2012年度から市内

### 民生委員らが見守りに 実働部隊「協力員」に

制強化を図った。併せて、10年度から高齢者実態調査を継続、単身高齢者(65〜74歳)と75歳以上の後期高齢者を対象に心身状況、生活機能を訪問調査。本年度中に対象1万9000世帯を網羅し、▼介護認定やサービスを受けていないが支援が必要▼将来必要となりそうな人の洗い出しを進めている。こうした取り組みをベースに、本年度から同ネットワーク構築に

### 孤立させず、地域ぐるみ支え合い

住民に関する情報窓口を包括Cに一本化するよう周知を図るとも、協力量登録呼びかけを開始した。若狭節子課長補佐(保健師)は「民生委員の力は不可欠。町内会も巻

か、サービスを利用しない場合は近隣に住む協力員を調整し、日常的な見守り・声かけを担ってもらう仕組み。

福祉・介護分野よ

面

22日に開かれた表彰式の様子

平成25年8月29日の介護新聞に釧路市高齢者地域安心ネットワーク事業についての記事が掲載されました。

# 釧路市の認知症施策の動き

(認知症を含む高齢者全体の施策を含む)

## ③ 認知症疾患医療センターとの連携

- 釧路市では平成26年7月に1ヶ所指定された。

## ④ 「物忘れ受診連携シート」を作成

- 平成26年2月に試作シート完成 各包括で試用している。  
今後は、疾患センターや医師会等との調整をしながら統一シートにできればと考えている。

## ⑤ 認知症ケアパス・資源マップ等の作成

- 認知症の方の状態に合わせた支援の仕組みづくり。

H26年度のメインの事業。

合わせて、より日常生活に密着した資源マップ等の作成  
(情報収集は既に行っている。)

# 認知症ケアパスの作成（平成26年度）

- 4月 作成についての意思統一、今後のスケジュールの確認
- 5月 作成にあたり研修センター進藤氏に確認  
国保・北海道後期高齢者医療広域連合・介護保険担当・老人クラブ、介護予防、福祉サービス担当者・社協担当者  
者に情報提供の依頼
- 6月 気づきシートの記入・作成（圏域毎）
- 7月 社会資源整理シートの協議（一部）、次回までの作業分担
- 8月 社会資源整理シートの協議（全体）

- <今後の予定>
- 社会資源整理シートの最終確認
  - 認知症ケアパスの作成に係る内容協議、業務分担
  - 地域の関係者と社会資源の整備について協議
  - 第6期介護保険事業計画への反映
  - 市民・関係者への周知

# 認知症ケアパスの作成（一部抜粋）

認知症の人を支える社会資源の整理シート（地域の社会資源を認知症の生活機能障害ごとに整理する）

釧路市 総合 地区

＜介護保険事業計画をふまえた社会資源整備の考え方＞

認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない
介護予防・悪化予防	一次予防・二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、老人福祉センターの健康相談、保健師による健康相談、地域包括支援センターによる相談会、各種健診	二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、老人福祉センターの健康相談、保健師による健康相談、地域包括支援センターによる相談会、各種健診、通所介護、通所リハビリ、初期集中支援チーム	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、初期集中支援チーム	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ
他者とのつながり支援	一次予防・二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、コミュニティカフェ	二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、コミュニティカフェ	ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、コミュニティカフェ	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護
仕事・役割支援	ボランティア活動、シルバー人材センター、老人クラブ、NPO活動、サークル活動	ボランティア活動、シルバー人材センター、老人クラブ、NPO活動、サークル活動	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護
安否確認・見守り	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症サポーター



# 釧路市の認知症施策の動き

(認知症を含む高齢者全体の施策を含む)

## ⑥ 認知症サポーター養成講座

### 認知症サポータースキルアップ講座の開催

※これまで実施していた在宅介護支援センターの廃止に伴い、平成25年度より各地域包括支援センターが開催することとした。

釧路地区5ヶ所	各年1回（サポーター養成・スキルアップ）
阿寒・音別地区	年1回（交互に開催）

## ⑦ 在宅サービス等従事者を対象とした研修会の開催（平成24年度から継続）

- 年1回（今年度は平成27年2月22日に開催予定）
- 特にヘルパーは、本人と直接会い、状況を把握できる立場でもあり、認知症の知識をきちんと身につけていただくことで、早期把握、対応が可能になることを期待。
- 受講証カード（ポイントカード）の作成・活用
- 平成25年度「認知症地域支援推進員研修における効果的な人材育成のあり方に関する研究」報告書において活動事例（代表例）として紹介

**活動事例【行政と協働でヘルパー研修を開催し、ニーズ把握を促進】** ~H25年度報告書より抜粋

在宅サービス従事者のための認知症研修（第1弾「認知症支援～チームアプローチの中でのヘルパーの役割～」）を開催し、訪問介護事業所や小規模多機能居宅介護事業所職員、計135名が参加。以降、継続開催。受講履歴がわかる「受講証カード」を作成し、今後の研修の開催に活用していく。

人口	180,201人
高齢者人口	49,600人
高齢化率	27.5%
地域包括支援センター数	7ヶ所 <small>(直営2ヶ所・委託5ヶ所)</small>
認知症地域支援推進員数	7名 <small>(地域包括職員)</small>
推進員1人当たりの認知症高齢者推定数	1,063人 <small>(地域包括に所属する推進員の数から算出)</small>
<small>(平成25年11月末現在)</small>	

**【取り組み】**

- 在宅サービスの充実と地域との連携を図るためには、ホームヘルパーの役割は大きいことから、行政と認知症地域支援推進員が協働して研修を開催。
- 開催費用は行政予算。
- 定期的に行われる、認知症地域支援推進員会議において、研修の趣旨・講師を検討し、行政より講師依頼、日程調整を行った。
- 推進員が開催周知チラシを作成し、訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所へ個々に配布。
- 資料、アンケート準備や当日の役割を、行政と推進員とで分担した。
- 申込者:164名、参加者:135名(出席率82.3%)
- 参加者の所属:訪問介護事業所75%、小規模多機能10%

**【取り組みによる気づきと継続の“力”】**

- アンケートの結果  
研修内容:「とても良かった(94%)」「まあまあ良かった(3%)」「どちらともいえない(1%)」  
今後の業務の参考となるか:「とても参考になった(89%)」「まあまあ参考になった(7%)」「どちらともいえない(2%)」  
自由記述:「改めて地域との連携の大切さを学んだ」「大変気持ち楽になった」等の感想があった。


**【解決すべき課題】**  
認知症に関する研修は色々に行われているが、ホームヘルパー対象の研修は少なかった。また、認知症の症状にうまく対応できず、バーンアウトするなど、メンタル面で支障を来すヘルパーもいた。



# 釧路市の認知症施策の動き

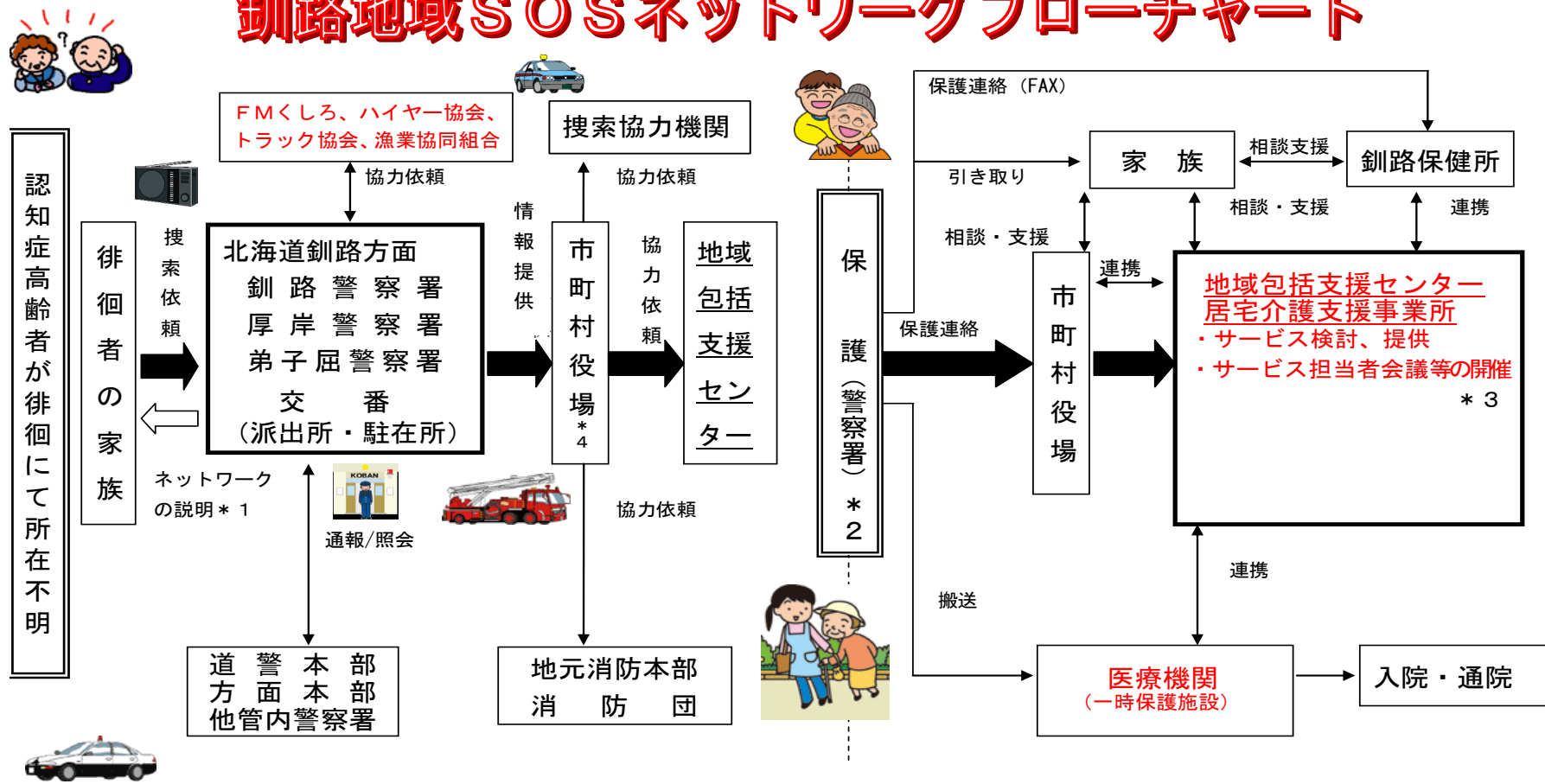
(認知症を含む高齢者全体の施策を含む)

---

- ⑧ 市民向け認知症講習会の開催 (10月5日に開催予定)  
「ほっとけない！認知症～認知症を正しく知ろう～」
  - ⑨ 釧路地区障害老人を支える会（たんぽぽの会・家族会）と交流、  
定例会の参加や協働～各推進員・市が参加（9月6日）
  - ⑩ SOSネットワークの充実
  - ⑪ その他
    - ・ 町内会や老人クラブなどの会合や会議、地域で展開されている サロン等での講話
    - ・ 広報紙やパンフレット等による啓発活動 など
- 
- 

# SOSネットワークの充実

## 釧路地域SOSネットワークフローチャート



- \* 1 北海道個人情報保護条例第8条（3）に基づき、認知症・高齢者の情報は全て警察から市町村に情報提供すること。
- \* 2 捜索協力機関がSOSネットワーク捜索対象者を保護した場合、警察へ連絡する。
- \* 3 保護後、利用者に対しての支援は関係機関の協力のもと実施する。
- \* 4 釧路市音別町・釧路市阿寒町は、釧路市を通さず直接行政センターに情報提供を行う。

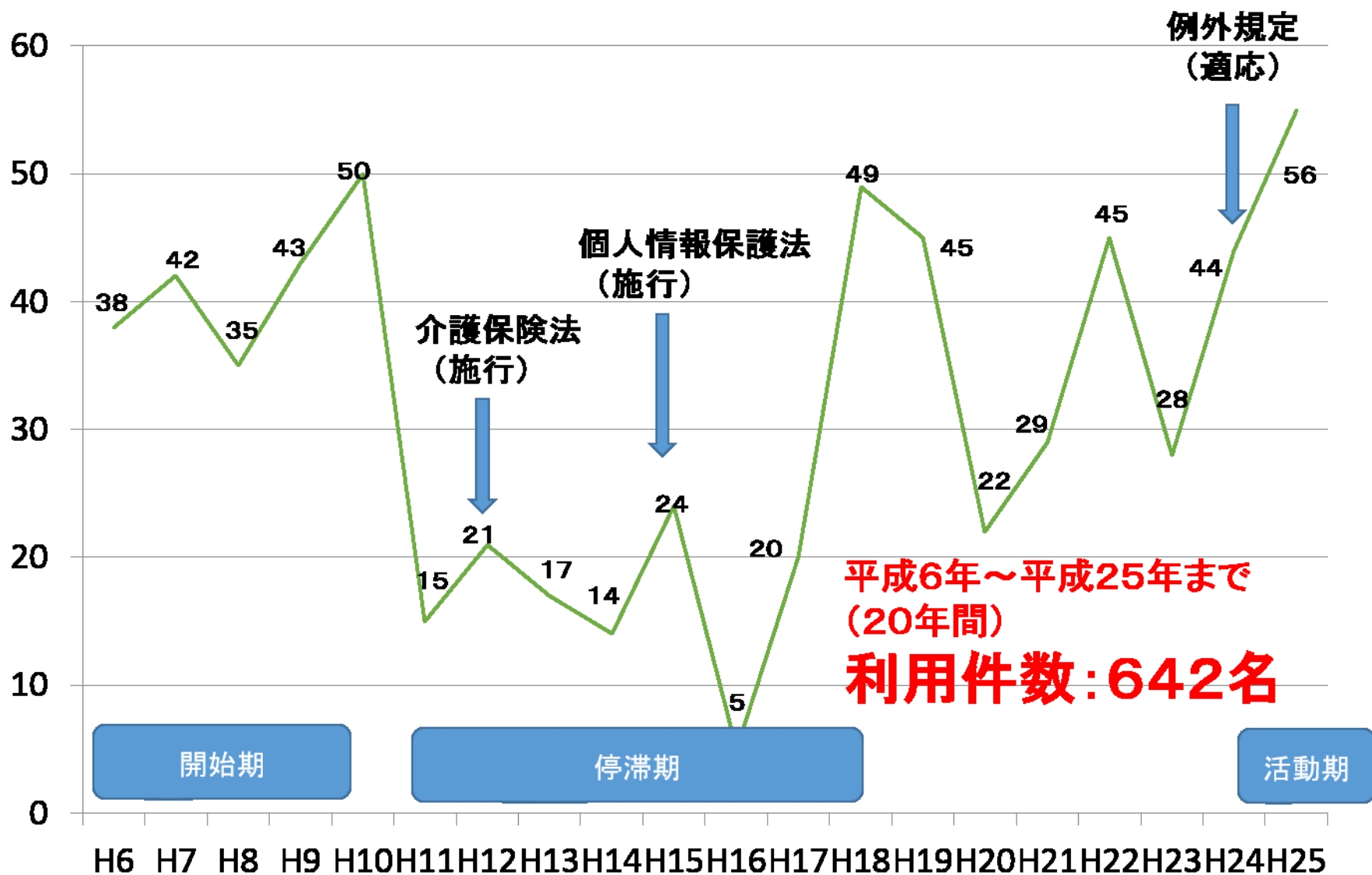
釧路地域SOSネットワーク連絡会議

更新日：平成26年7月1日

# SOSネットワークの充実（検索関連）



# 平成6年から平成25年までの利用推移



## SOSネットワークを継続的に発展させていくために工夫してきていること

- ①当事者の切実な声を市、保健所が真剣に受け止めながら、実際に役立つネットワークになるための話しあいを家族、警察や協力機関等と積みあげてきている。
- ②保護して**終了**でなく、その後の当事者のアフターフォロー、再発防止、ケースの検証、実績の検証を積み上げてきている。
- ③警察から市に連絡が入ると、市が台帳を基に包括、ケアマネ等に連絡し当事者支援に入る流れをつくっている。
- ④市の要綱を作り、4課で協力しながら取り組んできている。
  - ・介護高齢課
  - ・地域福祉課
  - ・障**が**い福祉課
  - ・生活福祉事務所
- ⑤担当者の交代時に、引き継ぎを確実に行ってきている（行政、警察）

# 認知症支援策の充実における課題と今後の方向性

1. 認知症の予防・正しい知識の周知
2. 認知症の早期発見への支援
3. 認知症の早期治療、適切な医療の継続のための支援
4. BPSD等の症状の軽減、緊急時支援等適切な対応
5. 在宅生活を支えるための支援
  - 多様な住まい、生活支援サービスの充実
  - 安否確認・見守り支援
  - (釧路市高齢者地域安心ネットワークの活用)
6. 若年性認知症の方への支援
7. 介護者家族への支援～家族会との連携
8. 権利擁護～制度の周知と適切な利用への支援

※法テラス

釧路市権利擁護成年後見センター

消費者生活センター

等との連携

# 取り組みを進める上で大事にしたこと

- 国の補助事業の活用
- 認知症地域支援推進員と協働で取り組む（各圏域に1名配置）
  - 情報提供（主に市の役割）
  - 会議の議題の共有・事前打ち合わせ
  - とことん話し合う（課題を次回会議までに包括内で協議する等）
  - 班体制等による役割分担
  - 互いに自主性を尊重
  - 共通の取り組みと個別の取り組みの推進
  - 研修受講（推進員研修・フォローアップ研修等）～事業の継続性
- 関係者の声を聴く（どんなことでも話していただける姿勢）
- 関係者の協力をできるだけ得る
- 啓発・周知
  - 関係機関の本体会議は市、圏域の会議は地域包括支援センター
- 最終的に判断、決定し、責任を負うのは市の役割

---

ご清聴ありがとうございました

